

子ども・子育て支援事業計画の概要

(1) 法的な位置づけ

子ども・子育て支援法の規定により、市町村は5年を一期とする教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるもの

第1期	H27～R1
第2期	R2～R6
第3期	R7～R11 (R5・6 策定予定)

(2) 計画の内容

「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」(平成26年内閣府告示第159号)
 <計画に記載する事項(基本的記載事項)>

○幼児期の教育・保育・地域の子育て支援について、市町村が定める区域ごとに、5年間の計画期間における「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」を記載

①教育・保育提供区域の設定

…保護者や子どもが居宅から容易に移動することができる区域として定めるもの。

②各年度における教育・保育の量の見込み

…幼稚園、保育園、認定子ども園などの需要(定員など)の見込みのこと。

③教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

…②の各年度の定員を記載

④地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

⑤地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

…地域子ども・子育て支援事業：市町村が地域の実情に応じて実施する事業で、情報提供や相談・助言などを行う「利用者支援事業」や「地域子育て支援拠点事業」、昼間に一時的に子どもを預かる「一時預かり事業」、保育認定を受けた子どもを利用時間を超えて保育する「延長保育」、病児を一時的に保育する「病児保育」、放課後に保護者が家庭にいない小学生を対象とした「放課後児童クラブ」など、全部で13の事業がある。

⑥教育・保育の一体的な提供に関すること

…主に「認定こども園」の整備に関すること。

⑦施設等利用給付の円滑な実施に関すること

…幼児教育・保育の無償化に伴い、対象となるサービスの利用について受ける必要がある認定で、市町村は、保護者の経済的負担の軽減や利便性等に配慮し、給付方法を検討するよう定めることとされている。

第3期子ども子育て支援事業計画策定事業 アンケート調査 (R5)

・ 就学前児童 (0歳～5歳)

: 属性 (居住地・同居家族構成等)、子どもの育ちをめぐる環境 (就労状況)、保育所・幼稚園の利用状況、地域子育て支援事業の利用状況、育児休業等の職場の両立支援制度の利用状況 等

・ 就学児童 (6歳～11歳)

: 属性 (居住地・同居家族構成等)、子どもの育ちをめぐる環境 (就労状況)、放課後の過ごし方、地域子育て支援事業の利用状況 等

